

熊本県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱（以下「推進要綱」という。）第5の規定に基づき、評価機関の認証及びその手続き、評価機関が守るべき義務等を定めることにより、評価機関の育成とその事業の公平性及び信頼性を確保することを目的とする。

(認証基準)

第2条 本県において福祉サービス第三者評価事業を実施する評価機関として認証を受けるために必要な要件等は、別記の「熊本県福祉サービス第三者評価機関認証基準」のとおりとする。ただし、他の都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、この限りではない。

(評価機関の募集)

第3条 県は、評価機関の育成と認証を行うために、評価機関に関する説明会等を開催するとともに、その募集を行う。なお、他の都道府県で第三者評価機関の認証を受け、本県においても認証を受けようとする評価機関については、随時受け付ける。

(評価機関の認証)

第4条 評価機関として認証を受けようとする法人（設立申請中を含み、他の都道府県で第三者評価機関の認証を受けている法人を除く。）の代表者は、別に定める募集要領に従い、法人の組織、事業内容を示す書類、予定する第三者評価の内容を示す書類及びその事業実施に関する誓約書等を添えて認証申請を行う。

- 2 他の都道府県で第三者評価機関の認証を受け、本県の評価機関としても認証を受けようとする法人の代表者は、申請書に当該第三者評価機関の認証書の写し等を添えて認証申請を行う。
- 3 県は、申請を受けて、認証基準に基づく審査を行い、その要件を満たす場合は、これを認証する。認証に当たっては、あらかじめ推進委員会の意見を聴かなければならない。ただし、他の都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、事務局において書類審査を行い、要件を満たす場合はこれを認証する。
- 4 県は、評価機関を認証した場合又は認証しなかった場合は、決定後速やかにその旨を申請者に通知する。また、県は評価機関を認証した場合、その旨を県ホームページで公表する。

(認証の有効期間)

第5条 認証の有効期間は、3年間とする。ただし、他の都道府県で認証を受けている第三者評価機関の認証の有効期間は、県で認証した日から、他の都道府県で認証した期間の末日までとする。

(認証の更新)

第6条 第三者評価機関の認証は更新することができる。更新に当たっては、認証期間中の評価件数が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は県が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度の前年度又は当該年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

2 以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。

- (1) 第三者評価機関認証要件のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 原則として過去3年間、評価実績がない場合
- (3) 定期的な事業報告又は県への協力を行わない場合
- (4) 他の都道府県で認証を受けている第三者評価機関で、当該都道府県の認証が取り消された場合
- (5) 次に掲げる不正な行為を行った場合
 - ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること
 - イ 守秘義務に違反すること
 - ウ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
 - エ 法令に違反すること
 - オ その他社会通念上不正な行為と認められる行為

3 県は、評価機関の認証を更新した場合又は更新しなかった場合は、決定後速やかにその旨を申請者に通知する。また、県は評価機関認証を更新した場合、その旨を県ホームページで公表する。

(事業内容の変更又は辞退の届け出)

第7条 評価機関は、認証申請時の事業内容に変更が生じた場合は、変更の日から30日以内にその旨を届け出なければならない。また、認証を辞退する場合は辞退届を提出することとする。

(認証の取消)

第8条 県は、評価機関が次のいずれかに該当する場合は、その有効期間にかかるわらず、当該機関の認証を取り消すものとする。なお、県は、評価機関の認証を取り消すときは、あらかじめ推進委員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第6条第1項において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合(県における当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除く。)
 - (2) 第6条第2項に掲げる各号のいずれかに該当した場合
- 2 県は、評価機関の認証を取り消した場合、決定後速やかにその旨を当該機関へ通知するとともに、県ホームページで公表する。

(事業報告等)

第9条 評価機関は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に、県に対して第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

2 評価機関は、県が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査及び指導等に協力

するものとする。

(その他)

第10条 この要領の実施について必要な事項は、実施細則で定める。

附 則

この要領は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）11月20日から施行する。